

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### ①企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社が取引先に提供している税務・会計に関する役務の中で、単に会計基準等の適用の助言・指導、会計帳簿の作成、税務計算のみを実施するのではなく、多数かつ多岐に渡る業種の取引先との深い付き合いの中で蓄積されている多様な知識、経験に基づき、取引先の経営に成長に寄与する付加価値の提供に取り組んでいきます。

#### ②専門人材マッチング

多数の取引先や分野の異なる他の事業との繋がりの中で培われた人脈を利用して、何らかの特性を持つ人材の需要が発生した際に、当社が環の中心になって、積極的に各取引先同士の引き合わせに取り組みます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

主に中小零細企業、及び個人事業が顧客層となっている取引先に対して、各々多様な業種、業態、規模等で、経営及び目の前に生起している問題に対する各取引先に対して画一的で共通かつ普遍的な解決策はないという状況の中で、各々の取引先の置かれている状況、環境と当該取引先の特性、強み等、総合的に勘案、検討し、その事案に適して最善な解を状況に応じて柔軟に提供、提案できるように取り組みます。

2023年6月20日

秋元会計事務所

代表 秋元 和広

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。